



建 指 第 884 号
令和元年(2019年)10月23日

一般社団法人 茨城県建築士事務所協会会長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長



確認申請手数料等の免除に関する取扱いについて（通知）

令和元年台風第15号及び第19号によって滅失し、又は破損した住宅について、建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合の建築基準法に基づく確認申請、中間検査又は完了検査に伴う手数料（県に提出する場合に限る。）について、茨城県建築基準法等施行細則第3条の2の規定により手数料を免除することとしました。

つきましては、貴会会員への周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、免除の取扱いについては、別添を参照願います。また、手数料の免除にあたっては、『建築物（建築設備、工作物）確認（完了検査、中間検査）申請手数料免除申請書（様式第2号）』に市町村長が発行する罹災証明書を添付し、知事に提出する必要がありますので、念のため申し添えます。

※別添については、茨城県土木部都市局建築指導課のホームページ

（<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kenchiku/kenchiku/kennchikutop.html>）に掲載

【担当】

茨城県土木部都市局建築指導課
建築担当

TEL：029-301-4727

令和元年台風第 15 号及び第 19 号の被災者に対する建築基準法に基づく
建築物確認申請等に係る手数料の免除について

令和元年 9 月の台風 15 号及び同年 10 月の台風第 19 号により住宅が滅失し、又は破損したため、当該滅失した住宅の建築又は破損した住宅の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行うにあたって、建築基準法(以下「法」という。)第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の規定に基づく建築物の確認の申請等に対する審査、法第 7 条第 1 項又は第 18 条第 16 項の規定に基づく建築物の完了検査の申請等に対する審査、並びに法第 7 条の 3 第 1 項又は第 18 条第 19 項の規定に基づく建築物の中間検査の申請等に対する審査については、茨城県建築基準法等施行細則(以下「細則」という。)第 3 条の 2*の規定に基づき、申請手数料を免除する。

※茨城県建築基準法等施行細則 第 3 条の 2(確認申請手数料等の免除)

「火災、水害、がけ崩れその他の知事が特に認める災害により、住宅が滅失し、又は破損したため、当該滅失した住宅の建築又は破損した住宅の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合で、当該災害を受けた日から起算して 1 年以内にその工事に着手するものについては、茨城県手数料条例(平成 12 年茨城県条例第 9 号)第 5 条の規定に基づき、当該工事に係る同条例別表第 1 の 414 の項及び 415 の項から 419 の 2 までは規定する事務(構造計算適合性判定に係るものを除く。)の手数を免除することができる。」

1 免除の概要

(1) 対象者

市町村長から、令和元年台風第 15 号又は第 19 号により住宅が滅失し、又は破損した者で、当該建築物の罹災証明書の発行を受けた者

(2) 対象工事

当該滅失した住宅の建築又は破損した住宅の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替え

(3) 免除する手数料

- ①法第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の規定に基づく建築物の確認の申請等に対する審査(茨城県手数料条例(以下条例)別表第 1 の 414 該当、建築物確認申請等手数料)
- ②法第 7 条第 1 項又は第 18 条第 16 項の規定に基づく建築物の完了検査の申請等に対する審査(条例別表第 417 該当、建築物完了検査申請等手数料)
- ③法第 7 条の 3 第 1 項又は第 18 条第 19 項の規定に基づく建築物の中間検査の申請等に対する審査(条例別表第 419 の 2 該当、建築物中間検査申請等手数料)

(4) 免除の期間

被災した日から起算して 1 年以内に工事に着手するもの

(5) 申請の方法

細則様式第 2 号(別紙 1)により、市町村長の発行する罹災証明書を添付のうえ、建築確認等の申請と同時に申請手数料免除申請を行う。

様式第2号 (第3条の2第2項)

建築物 (建築設備, 工作物) 確認 (完了検査, 中間検査) 申請手数料免除申請書

年 月 日		
茨城県知事 殿		
申請者 住所		○
氏名		印
茨城県手数料徴収条例 (平成12年茨城県条例第9号) 第5条の規定に基づき, 建築物 (建築設備, 工作物) 確認 (完了検査, 中間検査) 申請手数料の免除を受けたいので申請します。		
1 建築主住所 氏名		
2 代理者資格 住所・氏名・印 建築士事務所名	() 建築士 () 登録第 () 建築士事務所登録第	号 印 号電話 番
3 敷地の地名地番		
4 申請理由		
5 住宅の延べ面積	m ²	手数料の免除額 円
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 承認欄 年 月 日 第 号

注 ※印欄は記入しないこと。